

○●がん地域連携パス○●

○診療報酬について●

この度は、がん地域連携パスにご協力いただき誠にありがとうございます。
パスに係わる診療報酬等についてご案内させていただきますので、ご確認ください。

フローチャート

退院～退院後 30 日以内

- ・ 地域連携パスの説明・同意
- ・ 連携医療機関のコーディネイト
- ・ 必要書類の送付

がん診療連携拠点病院

がん治療連携計画策定料 1(B005-6-1) 750 点
(退院時、1 回限り算定)



近畿大学病院
(がん診療連携拠点病院)

- ・ がんの専門治療
- ・ 血液検査
- ・ CT、内視鏡検査
- ・ 緊急時の対応 など

紹介、診療情報提供

診療情報提供



連携医療機関

- ・ 日常の診察、投薬の処方
- ・ 血液検査、腫瘍マーカー
- ・ 併用薬の治療 など

連携医療機関

がん治療連携指導料(B005-6-2) 300 点
(パス報告時、月 1 回限り算定)

※パスの報告頻度は患者ごとに異なります

→目安は、近畿大学病院への診察予約が半年先になった頃より、合間 2～3 ヶ月ごとの報告をお願いしております。

裏に続く

診療報酬と算定について

・がん治療連携指導料（B005-6-2） 300点

①がん治療連携計画策定料 1（B005-6-1）750点を計画策定病院（近畿大学病院）で算定した患者である

※当該患者受け入れ時、事前に近畿厚生局へ施設基準の届出済み。

※届出提出後、翌月1日より登録医療機関となるため、患者受け入れ時に届出を出した場合は、当該患者以降の患者より算定可能となる。（繁忙期は翌々月になる場合あり）

②地域連携診療計画（地域連携パス）に基づいた治療を行う

③患者の同意を得ている

④計画策定病院に当該患者に係わる診療情報を文書により提供した場合

※本診療情報をご提供いただいた報告書は、必ず写し(控え)を連携パス診療計画書とともに診療録に貼付しておいてください。

⑤月1回に限り算定

当院より送付致しました「診療情報提供書・〇〇がん術後フォローアップ連携パス」に記載いただき、検査データの写し等を添付のうえ、近畿大学病院に郵送をお願い致します。

近畿厚生局への施設基準の届出について

近畿厚生局への施設基準の届出をされていない医療機関様

がん地域連携パスに基づいた治療をお受けいただいた場合でも、近畿厚生局への施設基準届出をしていただいていない場合、「がん治療連携指導料（B005-6-2）300点」の算定はできません。

※連携登録医として近畿厚生局への届出をご希望される場合は、当院より一括して行いますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

腫瘍マーカーの算定項目について

がん地域連携パスでは、定期的な腫瘍マーカー（CEA、CA19-9）の検査を依頼しております。

腫瘍マーカーの検査を行った場合、算定項目は検査料ではなく、

悪性腫瘍特異物質治療管理料（区分に従い220点～400点）として、月1回に限り算定となります。

【お問い合わせ先】

近畿大学病院 がんセンター がん地域連携パス担当
電話 072-366-0221（代表） 内線 6804・3803